

## 社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (役員等の定義)

第2条 この規程における「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員 社会福祉法人柴田町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 理事 定款第18条に規定する理事（理事たる会長を含む。）をいう。
- (3) 監事 定款第18条に規定する監事をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員をいう。
- (5) 会長が委嘱又は依頼した支部長、地域福祉活動計画策定委員、ふれあいネットワーク互助事業運営委員、歳末たすけあい運動配分委員会委員（以下「支部長並びに各種委員」という。）
- (6) 会長が委嘱又は依頼した生活相談員、福祉サービスに関する苦情解決制度第三者委員

### (報酬)

第3条 評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬を支給しない。

- 2 理事のうち、会長に対しては、定款第25条の規定により、報酬を支給するものとし、それ以外の理事に対しては、報酬を支給しない。
- 3 監事及び評議員選任・解任委員並びに前条第5号に規定するに支部長並びに各種委員に対しては、報酬を支給しない。
- 4 生活相談員に対しては、月額3,000円の報酬を支給するものとする。
- 5 福祉サービスに関する苦情解決制度第三者委員に対しては、日額3,000円の報酬を支給するものとする。

### (会長の報酬額等)

第4条 会長の報酬は、月額5万円とし、会長としての職務（理事としての職務を含む。）に従事した報酬として支給する。

- 2 会長に支給する報酬は、職員に対する給与の支給に準じて月1回支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が本会の評議員会、理事会、監事会、評議員選任・解任委員会、支部長会議、各種委員会その他の会議に出席したときは、その費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、地方公共団体の職員及び本会職員と役職を兼ねる役員等を除く。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬及び費用弁償の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によりこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

別表（第5条関係）

役員等名	費用弁償の額 (1日につき) (円)	備考
評議員	1,200	
理事	1,200	
監事	1,200	
評議員選任・解任委員	1,200	
支部長	1,200	
地域福祉活動計画策定委員	1,200	
ふれあいネットワーク互助事業運営委員	1,200	
歳末たすけあい運動配分委員会委員	1,200	